

## 令和7年第9回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年11月11日（火）  
開会時刻：10時00分 閉会時刻：10時30分
2. 早島町役場 2階 第一会議室
3. 出席委員  
1番 高島 正人  
2番 栗坂 一郎  
3番 林 正  
4番 原 勝  
5番 安原 輝夫  
6番 日笠 太（会長）  
8番 増田 利之  
9番 佐藤 周二  
10番 片岡 正夫  
推進委員 佐藤 省三
4. 欠席委員  
7番 眞鍋 和崇
5. 傍聴人数  
なし
6. 議事日程  
議案第12号 早島町都市再生協議会委員の推薦について  
議案第13号 農地法第5条の規定による転用許可申請について  
報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
7. 農業委員会事務局員  
事務局長 安原 隆治  
書記 片山 理恵  
書記 杉本 和也  
書記 山崎 拓哉

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから令和7年第9回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員9名、欠席委員1名でございます。農業委員会等に関する法律第27条により、在任委員の過半数の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行は日笠会長によりしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、8番の 増田 利之委員、9番の 佐藤 周二委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第12号 早島町都市再生協議会委員の推薦について を議題といたします。

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

資料2ページ、3ページをご覧ください。日程1の議案第12号早島町都市再生協議会委員の推薦についてご説明させていただきます。まず、都市再生協議会とは、都市再生特別措置法に基づいて設置される協議の場であり、立地適正化計画やそれに準じた計画の策定・変更、そしてその推進に必要な事項について、地域の将来像やまちづくりの方向性を関係者間で議論・共有することを目的としています。

早島町では、地域の特性に応じた持続可能なまちづくりを進めるため、令和3年11月に「都市構造再編計画」を策定しました。この計画は立地適正化計画に準じたものであり、今後は令和9年度に正式な立地適正化計画の策定を予定しています。これにより、町全体の都市構造を見直し、将来にわたって住みやすく、効率的なまちづくりを目指しています。

また、立地適正化計画とは、居住を誘導すべき区域、居住のために必要な都市機能（生活サービス施設など）を誘導すべき区域を定め、人や施設をコンパクトに集約するまちづくりを進めるための計画です。

このたび推薦いただく委員の方には、立地適正化計画素案作成に係る協議に出席していただきます。作成された立地適正化計画素案については住民意見の聴取及び早島町都市計画審議会の意見聴取を経て公表されます。

つきましては、早島町長より、農業分野の代表として農業委員会から1名の推薦依頼を受けておりますのでご協議をお願いいたします。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより協議に入ります。立候補または推薦したい委員がおられましたらご発言をお願いします。

### 【協議】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

事務局（杉本 和也君）

突然の上程で戸惑われていることと思いますが、建設課の都市計画係から依頼を受けていまして、立地適正化計画、都市計画やまちづくりの集約とか、コンパクト化に向けた計画を作る協議会がこの都市再生協議会になりまして、農業委員会から一人推薦してくださいということになっています。さきほど山崎から説明があったんですが、立地適正化計画を作るにあたっては、最終的には今日の都市計画審議会の意見聴取を経ることになっていまして、都市計画審議会委員については今農業委員会から佐藤周二さんを推薦していただいて就任していただいていますので、できれば佐藤周二さん以外で一人、都市計画とかまちづくりとかに興味がある方がおられましたら、ぜひ立候補またはご推薦お願いいたします。会議の頻度については、来年度に1回か2回くらい。9年度以降も同程度の頻度になる予定です。

任期は議案書のページにありますように2年間です。

議長（日笠 太君）

今、名前が出ました佐藤周二さんにはお願いはできますか。

事務局（杉本 和也君）

佐藤周二さんは都市再生協議会とは別に都市計画審議会委員というのになっていただいている、兼任は避けていただきたいところです。両方の会議に出ていただくのはご負担が大きいかと思っておりますので。

議長（日笠 太君）

どうしても出ないといけないんですか。

事務局（杉本 和也君）

一人選出してほしいということなので。

今おられる方で、他の外部団体の役をされていない方でいうと高島さん、栗坂さんは副会長ですね、林さん、原さん、安原さん、増田さんあたりかなと。

議長（日笠 太君）

そうしたらその方々で話をしてもらいますか。

事務局（杉本 和也君）

そうしていただけると。この場でなくても終わった後にでも話をしてもらって決まった方を事務局から会長に報告して、会長が承認したら決定という感じで。

9 番（佐藤 周二君）

回答期日が7日までとなっているがこれはいいんですか。

事務局（杉本 和也君）

それは事務局から今日の農業委員会で決めさせていただきますという話をしています。では、一旦保留にさせていただきます。

議長（日笠 太君）

協議の結果、都市再生協議会への推薦委員は、保留となりました。

続きまして、追加議案の議案第13号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局（杉本 和也君）

本日お配りさせていただいた追加議案の議案第13号 農地法第5条の規定による転用許可申請について をご覧ください。

こちらの議案なのですが、令和5年度から継続して行われております駅の南の水路工事に関係するものです。事務局の認識不足のところがありまして、こういった公共事業で仮設として農地を借地する場合でも農業委員会の許可を受ける必要があることが判明しまして、委員会の許可をいただきたいと思えます。この議案の内容ですが、権利の種類としては使用貸借権の設定で、農地の所在は前潟字九ノ割●●●番、地目が田、面積は3,849㎡のうちお借りするのが776㎡、その他合計6筆、全7筆13,372㎡のうち1,752㎡です。貸主は早島町前潟●●●番地にお住まいの●●●●さんほか6名で、借主が佐藤 博文早島町長になります。転用目的は、工事資材搬入路、材料置場で、転用事由は令和7年度に実施する前潟地内水路改修工事での仮設工として使用したいためです。転用期間は、工事期間となります。令和7年11月17日から令和8年3月31日までとなっております。位置図は裏面になりま

す。またこちらの工事のご案内文を参考までに配布させていただいておりますのでご参照いただけたらと思います。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を3番 林 正委員からよろしくお願ひします。

3番（林 正君）

前年からの続きをするということなので、田んぼを作っている人にだいたいできた折りに排水溝とかかき口とかの確認を立ち会えるように段取りをしといてもらえれば。最後、去年みたいに高いところを残したり低いところを作ったらいけんからレベルをちゃんと出してくれるなら問題ないと思います。

議長（日笠 太君）

どういう風に、まだその説明まだ話はしてないんだけど、なんか底が抜けたような感じで。

3番（林 正君）

あのね、1年目は危ない。2年目はだいぶ落ち着くけど。川のへりへも寄れん。もう危ない。

議長（日笠 太君）

田植え機でいってもぬまってしまったからやめたんです。

3番（林 正君）

1年目は底がないから、一遍固まったら底がなんぼかできるから。もう南のずっとしたところでも川を埋めたほうは、トラクターでも代掻きに危なくて入れない。植えてもとんでもないことになる。だからいいようにレベルをしてもらえれば問題ないと思います。

表土を取って、鉄板を敷いてするんですか。

事務局（杉本 和也君）

今年はですね、ブルーシートを敷かせてもらっています。

議長（日笠 太君）

敷いていない。

3番（林 正君）

山土入れて進入路というか作業道路にただけかな。  
だから底がめげとるわけだ。

事務局（杉本 和也君）

今年はですね、シートを敷いて、その上に敷き鉄板をさせていただく仮設の計画です。

1番（高島 正人君）

質問いいですか。今年の工事●●●●の隣の●●さん、●●さんが工事しているはずなんですけど、そこは審議しなくてもいいんですか。

事務局（杉本 和也君）

これはまた別で水路工事を予定しているんですけども、まだ段取りができていなくて、また別途申請させて下さい。

10番（片岡 正夫君）

先ほどの説明を聞いている限り今年初めて届け出をされるということは、昨年までの届け出はしてないんですか。

事務局（杉本 和也君）

昨年までも許可を受ける必要はあったんですが、届け出はこの度初めてさせていただきます。来年度以降も毎年工事に入る前に許可をいただくようになります。

10番（片岡 正夫君）

これは決まりきったことで、一時転用は許可が必要なことは決まっていることなのに、行政がそれを怠っていたということは問題だと思うんです。農業委員会へ正式な届け出を忘れないようにちゃんと行政がしてもらわないと困ります。それから先ほど出ていました仮設道で、これは盛土があるんですか。

事務局（杉本 和也君）

盛土はないです。

10番（片岡 正夫君）

現状のままの農地を利用して鉄板をおいて。

事務局（杉本 和也君）

そうです。

10番（片岡 正夫君）

わかりました。

3番（林 正君）

南は高くしてくれるのか。10cmくらい高くしないと川の方へ水が落ちるから。今年するところは10cmくらい上げるのか。

事務局（杉本 和也君）

いま検討してもらっています。

3番（林 正君）

製品をあげてくれれば、底張りをちょっと勾配しておけば。製品の上を嵩上げするのは大変だから。

事務局（杉本 和也君）

どうするかちょっと考えさせてください。

3番（林 正君）

まあ工事すること自体は問題ないと思います。

10番（片岡 正夫君）

一時転用には妥当だと思います。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

**【質問、意見なし】**

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第13号については許可したいと思います。いかがでしょうか。

**【異議なしの声】**

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第13号については許可されました。

続きまして、日程2の報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書4ページをご覧ください。報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、倉敷市茶屋町●●●●番地の●● ●●さんの農地を、相続により倉敷市茶屋町●●●●番地●の●● ●●さんが所有権を取得されました。

農地の所在は前潟字三軒地●●●番地、地目が田、面積が1, 338㎡、前潟字三軒地●●●番地●、地目が田、面積が1, 415㎡、前潟字三軒地●●●番地、地目が田、面積が1, 395㎡の合計3筆で4, 148㎡です。位置図は5ページです。報告は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で報告第12号を終わります。

それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書6ページをご覧ください。次回の農業委員会は12月4日、木曜日、10時からを予定しております。場所は早島町役場2階の第1会議室です。また議案書を送付いたしますのでご確認ください。

続いて、本日お配りさせていただいた令和7年度市町村農業委員・推進委員研修会についてのご案内をご覧ください。今年度は12月2日火曜日の午前11時から吉備中央町のロマン高原かよう総合会館にて農業委員・推進委員研修会が開催されます。

当日の行程や昼食代について記載しておりますのでご一読ください。現在、全員出席で予定していますが、ご都合が合わない場合は11月28日金曜日までに事務局までご連絡ください。よろしく願いいたします。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和7年第9回早島町農業委員会を閉会いたします。